## 資金決済法に基づく情報提供

令和 3 年施行の改正資金決済法に基づき、当社の前払式支払手段(マルカカード及び丸 久商品券)について、お知らせ致します。

## 1. 利用者資金の保全方法

資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨:前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金 決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用 残高が 1,000 万円を超えるときは、その半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等すること により資産保全することが義務づけられております。

資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容:万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金 決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債 権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別: 当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

金銭による供託

## 2. 無権限取引への対応方針

マルカカードについて

- (1) マルカが紛失・盗難により再発行された場合、当社によるマルカの利用停止措置が 完了した時点のマルカマネー残高が再発行されたマルカに引き継がれるものとしま す。
- (2) 会員がマルカの紛失・盗難を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまで に一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完 了する前に、マルカマネーを第三者により利用された場合、または、その他なんら かの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 会員が紛失・盗難届出時にマルカマネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、 その残高が紛失・盗難したマルカに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当社は 一切の責任を負わないものとします。

## 丸久商品券について

丸久商品券を盗難、紛失等により第三者に利用された場合、当社はその責任を負いません。